斯経慧梁と江湖道場の開創について

加

藤

正

俊

山内僧堂開創に対する妙心寺の難色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	円福僧堂の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二六〇	江湖道場発願の背景・・・・・・ 二五五	斯経の生立・・・・・・・・・・・・・ニ五三
--	--	---------------------	-----------------------

斯経の生立

いま白隠和尚全集第八巻に収める「扶宗大綱禅師斯経座元略行由」や、「白隠年譜」「近世禅林僧宝伝」「続禅林 東嶺、遂翁、提洲等と共に、白隠門下の四天王として世に知られる斯経慧梁の伝は、前三者程さだかではない。

僧宝伝」等によって簡単に斯経の伝を記してみる。

四四) に参じて辛酸苦修すること六年であった。寒巌の示寂に遇い、遠く錫を駿河に移し白隠 (一六八五-一七六八) 参禅中の事歴は、斯経の略行由にも白隠年譜の中にもうかがわれない。 の名ははやくから豊後の少林寺にも知られることとなり、斯経が白隠に参ずる因をなしたものと思われる。 和韻した偈頌集であるが、その中の一人に豊後少林寺寒巌徒問日の名がみられる。おそらくこの問日を通じて白隠 が始めて他山の請をうけて伊豆の虎杖山臨済寺に赴き、碧巌録を提唱した際の開講の偈に、白隠門下の九十九人が に参じた。時に白隠六十歳、斯経は二十二歳であった。白隠全集所収の「杖山百韻」は、元文二年 (一七三七) 白隠 享保七年(一七二二)播州姫路、菅氏に生れ、幼にして頴異。十歳京に上る。経史を読みよく其の義に通ずとされ 十二歳にして花園妙心寺塔頭海福院五世東明禅旭の室に入り出家。 十七歳、豊後少林寺の寒巌壊灰(?―一七

中に僅に左の如き文章をみることができる。 ただ「荆叢毒蘂」巻第九の中に「拝]閲大休国師語録1」なる一項があって白隠の七偈を収めているが、 その前文

寬延改元戊辰(一七四八)仲冬五蓂。於"駿府大竜山臨済寺。有"円満本光国師二百年忌大会斎。

近頃臘八前有。梁禅人者。本嶠海福和尚徒。 桃緑。即華園竜華和尚撰也。 而向随、予登。竜山,者也。袖。一帙,来曰。 是亦本光国師語録。

その翌年(寛延二年) 白隠の「遠羅天釜」が板行され、その跋文を二十七歳の斯経が記している。二年後の寛延四

と思われ、多士済済の白隠門弟の中での重用の度が知られる。 年 (一七五一)「遠羅天釜続集」が引き続き板行され、矢張り斯経の跋文を掲げている。 共に編集の任に当ったもの

稿」に左の如き記事をみることができる。 宝暦七年(一七五七、斯経三十五歳)妙心第一座に転位し斯経と号し海福院に嗣席している。尚この年「白隠年譜草

師(白隱)七十三。正月以,書召,予(東巓)旦命曰我老要.嗣。乞成』此義。予曰謹承,命而已。 其議不、成遺、落別人。

この記事は翌年の斯経の動きの伏線となっている。即ち翌宝暦八年(一七五八)の「白隠年譜草稿」をみると、 妙心斯経座元叢,伊予圭、欲、主,松蔭、事不,和同,依,是師(白隠)帰,松蔭、

前年度の年譜草稿に「遺|落別人」とあるが、 白隠は東嶺に代って斯経に松蔭寺の後継者を作ることを要請したの 寛親(深?)殿下等の帰依を得、また多くの浪花商人の信をもうけていた。 法を求めて参禅する雲衲もあったであろ ではなかろうか。伊予の圭は不明である。爾来二十五年、海福院にあって近衛内前公(一七二八—一七八五)大覚門主 白隠の老齢を稽みて、斯経は松蔭の後継者を作ることに劃策した様子であるが、結果は思わしくなかった。

うが、その間の記録を欠く。

天明二年(一七八二、斯経六十歳) 五月頃から斯経年来の念願であった江湖道場建立の機が熟してきたようである。

ており、江湖道場建立の理念は、白隠全集に収めるところの「願心道場旨趣」に委しい。今これらの記録に立入る 江湖道場円福寺建立の具体的な記録は、円福寺蔵するところの斯経慧梁自筆本「願心道場興起記録」に詳細を極め

- 斯経が江湖道場建立を発願するに至ったその時代的背景を考えてみたい。
- (2)斯経は貴顕の生れとされ、駿州原では植松家に止宿して白隠に参じたという口伝がある。

寒巌の伝は「続禅林僧宝伝」第一輯中巻に委しい。

も関係しているようである。 卿雲客と交って屢々茶事の風流を楽んだとされる。尚「略茶事訣」一巻を著している。更に白隠の「槐安国語」の上梓に 「妙心寺史」下巻によれば、斯経は白隠所蔵の遠羅天釜を受けて法山に帰り、その釜を用いて禅門古式の点茶を講じ、月

江湖道場発願の背景

芽生えていたという。 うたれるものがあった。後年江湖のために大応国師を開山とする道場を興起しようという願心は、既にこの頃より 村の竜翔寺(大応国師の塔所)が廃寺となって単に塔廟のみを残すだけとなっているのをみて、若年ながら非常に心

先に述べたように、斯経は十二歳で妙心海福院の門をくぐり東明の弟子となったのであるが、花園に程近い安井

ついで十七歳にして寒巌壊灰の下に参じたのであるが、少林寺は堂字狭少であり、多数の衆僧を収容することは 斯経慧梁と江湖道場の開創について(加藤)

困難であった。それ故に、 参学の徒は東西数里の間に分れて二十八ヶ所に庵を結び、 互に村里を行乞して参禅弁道

の必要を痛感している。 あり、且つ悪弊も生じ易いことを思い、参禅の一衆を一所に収容し、かたく叢規を守って精進弁道する道場、 につとめた。世に少林の庵居として知られるものであるが、斯経はこのような庵居では叢規を守ること甚だ困難で

時代の中期に当り、 斯経の生れた享保七年 (一七二二)頃は、徳川家康が政権を掌握し江戸に幕府を開いてから百二十年程を経た江戸 元禄の華やかな文化のあとをうけて、徳川幕藩体制の際会した始めての封建的危機の時代であ

背景として考察してみる必要がある。

以上の二点は、

環結制の盛行や、各山に於ける常会の僧堂の復興等を、斯経を刺激して江湖道場設立を発願させるに至った時代的

いわば斯経の個人的な経験より生じた道場発願の動機であるが、その外に当時に於ける五山の連

第に貧窮化に導き、 いた尨大な家臣団の城下町集中や、 を以って変動する「貨幣」「商品」等の支出に対応しなければならなかった。 った。この頃既に台頭していた商業資本や商品経済の発達、貨幣経済の膨脹は、農業生産に依存する武士階級を次 且つ幕府財政にも破綻をもたらす程にまで進んでいた。武士階級は「禄米」という一定の収入 封建諸侯の参勤交代制は、城下町と農村のみならず江戸と諸藩間をも緊密な商 徳川幕府の封建政策としてとられて

将軍親裁を強化し、足高の制などによって幕府の官僚体制を整備し、旗本御家人の財政難救済のために上米の制を を継いだ八代将軍吉宗は、 品経済で結ぶ紐帯と化し、 幕藩体制の安定と武士階級の貧窮を救うために、所謂享保の改革を推進していた。 前述の如き趨勢は、全国的な規模に於いて強化されつつあった。このような時に将軍職 即ち

施した。農村政策としては定免制の実施により年貢収納を確保し、新田を開発し、米価の安定、 通貨の統一に努め、

の中にも坐禅の復興と結制への志向がうかがわれるようになった。 商業資本の統制に心がけた。こうした物質面の政策と並んで、華美をつつしみ質素倹約を奨励して消費の節減をは って、幕府は五山に対しても学問の尊重と戒律の厳守、参禅弁道に精進すべきことを命じている。かくて漸く五山 かると共に「諸事権現様の通り」という祖法先例の尊重、復古主義的側面を強調した。このような時代的風潮にあ

宏壮な建物を誇っており、新たに開単するのには最も条件の揃った寺であった。享保十四年 (一七二九) 五山の中で真先きに結制が始められたのは東福寺であった。東福寺僧堂は幸いに兵火をまぬがれ開山当時からの 開山 国一里

日、天衣守倫によって東福寺僧堂規箴が撰され、板刻されて僧堂に掲げられた。 師の四百五十年遠諱が厳修され、 僧録の所在地である南禅寺に於いても、応仁乱後僧堂焼失のままその代用として使用されていた韋駄天堂の建継 備中の宝福寺の象海慧湛が師家として招かれて結制に参じた。翌十五年十月十五

送っている。このように南禅寺に於いて開単の準備のすすめられている時、この年の雨安居を東福寺で終った衆僧 工事が、享保十五年に行われ、翌十六年には末寺に対して「本山僧堂を設けたから登山参禅されたい」との通達を 解制後七月、南禅寺に掛錫し、各所に分坐して雪安居を結ぶに至った。筑後安国寺の前住潮天西堂と象

連署を以って金地院僧録乾巌に書を寄せ、東福、 いる。このようにして東福寺、 海慧湛とがそれぞれ臨済録と伝心法要を提唱し、聴集数百の多きに達した。これが南禅寺僧堂復興の始めとされて 南禅寺の二ヶ寺に於いて僧堂の復興が実現した。幕府は十六年十一月十八日、 南禅両僧堂復興の盛挙を賞すると共に、他の五山も復古の業怠り

なきようにと勧奨している。

八百三十一人が集っている。白隠始めその門下の東嶺、良哉、 共に白隠下の俊秀が進出して実際の経営の任に当った。東福寺派下の大休恵昉とその弟子に当る一山心恒、大雲林 連環結制の開始から凡そ三十年後の明和年間は恰度そのころに当る。連環結制の方にも各山常会の僧堂の方にも、 て、各山に於ける雪安居結制も次第にさかんとなり、それぞれ常会の僧堂を設けて参禅に励むようになってきた。 に結制されることになった。このようにして連環結制が、毎年主として雨安居を期として盛大になって行くにつれ り七月十三日まで第一回の連環結制が南禅寺に於いて開かれ、以後明治初年に至る百三十余年間に亘って毎年輪次 末考え出された新しい結制の様式が連環結制であった。即ち南禅、天竜、相国、建仁、東福の順に毎年当番寺院を 明和元年(一七六四)の東福寺の連環結制には、前述の大休が師家となり、天猊が知客、 このような僧堂復興の気運と禅道興隆の要求とが重なりつつ、且つ経済的窮乏に喘いでいた五山の中で、苦心の 天猊慧謙とその弟子の性堂慧杲。天竜寺派下の霊源慧桃、桂洲道倫。 各山より僧衆十名の参加と費用として米十石を拠出することになった。享保十九年(一七三四)四月十三日よ 関捩もこの結制に参加している。 相国寺派下の関捩慈訓等が活躍している。 性堂が副寺となり、 僧衆

東福寺についで天竜寺が独立の建物としての僧堂を所有したことになる。 明和三年(一七六六)の天竜寺の連環結制には僧堂(選仏場)が営作され、 霊源が前版となっている。五山の中で、 これより以後、 霊源、 桂洲、 慈済院の萊

岳の三人が逓次輪替して天竜寺の常会僧堂を司管することになった。

明和四年 (一七六七) の相国寺連環結制の後、参加の僧衆の一部は相国寺に掛錫を願い出、 雪安居の結制を許るさ

れている。僧堂規定は天竜の桂洲の手によって作られ、相国寺派興聖寺の関捩を前版として開単された。 これが相

国寺常会僧堂の始りとされ、以後十余年間、 関捩は相国常会の興隆に専心している。

仏書祖録等の提唱はまだ開かれていなかった。安永九年(一七八〇)の南禅寺に於ける連環結制後、引き続き天竜寺 の霊源が留って、常会でも碧巌録を提唱することになった。この提唱は天明三年 (一七八三) まで続けられている。 南禅寺では元文三年(一七三八)経済的理由で一時中断された雪安居も、寛延元年(一七四八)以後再開されていたが

南禅寺に於ける本格的な常会僧堂の始りとみていいだろう。

進出しており、白隠下の力を借りなければ結制も成就できなかったようである。 ら白隠に嗣法したこれら先述の諸師の力であった。この結果からもわかるように、この頃白隠の法系は既に五山に 以上の如く連環結制の師家として活躍し、各山常会の僧堂の興隆にも尽力したのは、 五山の伽藍法系に属しなが

(1) 偶々江湖の為め大応の道場興建の願心を発せり」 願心道場旨趣「龍翔寺は嘉陽門院の御建立にて、中古迄は建物もありて、大徳寺前住衆輪住の由なれども、 大徳寺の境内へ引き移されたり。安井村の寺跡には、只塔廟のみ存せり。」「若年の時、龍翔寺の廃せるを見るについて、 如何の訳にや、

寒巌の項「梁嘗謂。庵居叢規難」行。間生』悪弊。後創』円福于城州八幡。以為』江湖道場。

(2)

「続禅林僧宝伝」第一輯中巻、

支ふる耳にて、種々の辛苦を嘗めて、其の志を遂るもあり、風寒暑湿に傷られて、 れども、 嫩叢規,者。其志蓋胞,胎於少林,也。」 願心道場旨趣の中でも当時の少林寺を彷彿させる情況を次の如く述べている。 其の寺陜隘にして居所なければ、廃社辻堂などしつらひて、風雨を障へ、其の中に宴坐し行乞して、 中途に殤折する者あり」 「慕道の衲子は、道義を慕ふて輻湊す

二五九

(3)揚も、確に太平の五山を下から揺り動かす一つの気運であったろう。 隠元、心越等明朝禅の流入によってその集団修行の様式に影響された賢厳禅悦、 の法系)一派の活躍によるとされ、また五山結制の契機もこの気運によるとされる。地方に於けるこれら清新な禅風の挙 「円覚寺史」の中で玉村竹二教授は、日本近世禅の興起の一半は、僧堂の復活に在りとされ、それが実現したのは、道者 古月禅材、象海慧湛等(関山派鉄山宗鈍

号所収桜井景雄教授の論稿「連環結制について」によっている。

五山連環結制、常会僧堂の開設等の史料はすべて「東福寺誌」「続南禅寺史」「続禅林僧宝伝」並びに「禅文化」

41₄₂

(4)

三 円福僧堂の設立

以上のような時代的背景を顧慮しつつ、一応「願心道場興起記録」によって、円福寺開創の経緯を簡単に追って

みよう。

よいとの話があることが披露された。それこそ斯経願心の道場に相応しいもの、是非譲り渡しを得たいとその場で の供養を行った時、鳳台院の巨海首座や無外尼等を交えての茶話の序に出たものであった。その節、岩清水八幡宮 の社家である田中家に、聖徳太子御作とされる達磨大師の像が伝来されており、近来所望の人あらば譲り渡しても 一同の意見が一致し、交渉の件はかつて八幡表に在住したことのある巨海首座に一任されることになった。達磨大 円福寺開創の話は天明二年(一七八二) 五月廿五日、浪花の福島甚五左衛門が、妙心寺海福院にて先祖の百五十年

師尊像譲り渡しの資金も、福島甚五左衛門の奔走により、浪花の山田屋五兵衛が百五拾金を喜捨することになり、

川崎屋新右衛門、 ほぼ目安がつくことになった。爾来種々の交渉と歳月を経て、天明三年三月廿五日、田中家より円福寺寺号並に達 (元浪花の川崎屋源兵衛)が幣原谷の地を寄附、堂宇の建立もその頃から次第に始められることになった。主として 御朱印、後西天皇から御下賜の尊像の椅子等の譲り受けを得た。同六月には八幡に隠退中の浅井周斎 山田屋五兵衛、鉄屋万翁等浪花商人の寄附によっている。

常会より遅れること六年にして、妙心寺派としては最初の公認僧堂である円福僧堂の開単をみるのであるが、 ることになった。かくて天竜常会の僧堂の開単より遅れること二十年、相国の常会より遅れること十九年、南禅の ようやく寺基も調った天明六年(一七六八)十二月八日、妙心寺派の末寺に編入を許され「本山属末牒」に記載され しこのような斯経多年の願心道場も、八幡表に円福寺を創設するまでは、しかく簡単にことは運んでいない。次章 天明四年四月十七日には、江湖道場建立の願意を海福院の本庵である東海庵執事まで届け出、それから二年後、

にそのことをみてみよう。

(1)

鉄屋萬翁は、

白隠の「荆叢毒蘂」出版の資金を提供した木田元照居士のことである。

四 山内僧堂開創に対する妙心寺の難色

順序が逆になったが、 斯経が八幡に円福寺を開創するまでに、 妙心寺本山とは色々の経緯があったのである。

「願心道場旨趣」の中で、斯経は次のように述べている。

労を本山へかけず、僧堂を建立致し度由を再往願出れども、山内地狭く其の外差障多に由て、衆議不調、事止 中古以来坐禅の場闕けたるは憾むべきことなり。故に先年末派有志の人深く此の闕典を歎き、 僧堂新に成ずるよりも、吾が従前願心の通り、別所に創建するに如くはなかるべし。 (中略) 先年僧堂の願起不成功、空く退するの後、余竊に思惟するに、 縦ひ山内に場所あり、 費用並に経営の

が、その方もうまく行かなかった。「願心道場興起記録」によってその辺の事情をみてみよう。 が多いとの理由で断わられている。そこで「吾が従前願心の通り」本山外の「別処」に僧堂建立を企てるのである これによると、斯経等有志は再三本山内に僧堂を建立することを願出ていながら、その度に衆議調わず、

近々勧発有之候で、遂ニ動キ候事も可有之哉と相勧候故、 後ハ捨置候ハ、雲衲方江湖より被相願候て相解候事も可有之哉、先守禅庵ニ壱両輩住庵をは相願候。其上ニ而 北山守禅庵を江湖道場ニ被致候様ニ毎度申談候得共、未決の心底に候。先年僧堂願之節以来之事ニ候得共、其 兎角別処ニ江湖道場を取立候義、第一之上策ナリ。本山ニハ望を断ち候方賢キ方ト申聞。先年来万猷院所持、 同志遠州の察公、先住庵ニ相決シ三年斗も住庵ニ候

ることにして、同志である遠州の察公が守禅庵に住庵するのであるが、林泉宗豊(妙心四一一世)は、僧堂開創につ 即ち妙心寺本山に望を断った斯経等は、山内万猷院所持の北山の守禅庵に目をつけ、ここに僧堂を開こうとはか 「毎度申談」ずるのであるが、ここでも一向許可が出ない。誰か一応住庵して実績をあげた上で、改めて願い出

得共、林泉和尚未点頭之様子

いて点頭しなかったのである。

外に、僧堂型式の結制を経営して行くことのできる実力者は見出せなかった。更に小教団故の人材の払底は、 派である白隠下の法系の、直接五山派本山に流入することをさまたげなかったようである。 堂の創建に果した、五山派教団中に於ける白隠下の諸宗匠の役割をみてきたのであるが、そこではもはや白隠下以 堂の開創が認められなかったのは何故であろうか。先きに明和年間に於ける五山の連環結制の隆盛、 費用並びに経営の労をも本山にかけないという奇特な申出にもかかわらず、臨済禅最大の教団である妙心寺に、僧 幕府の庇護をうけ、ともすれば文弱の風に流れ勝ちであったと思われる五山に、まず僧堂の復興がみられながら、 並びに常会僧

山側を刺激し硬直させた要素があったと思われる。 のとった抵抗の姿勢とみてとっていいであろう。そのことを裏づけるように、斯経等の僧堂開設の運動の中に、 月下の一部と白隠下を除いて考えられない状態になっていた筈である。 の察公等有志の僧堂創建が許るされなかったということは、外ならぬ白隠一派の法系の本山流入に対する、本山側 設の運動を起せば、 大教団である妙心寺にあっても五山と同じように、いまや僧堂を司管し得るような力量ある宗匠は、おそらく古 斯経等の志向如何にかかわらず、必然的にそこは白隠下の拠点となる筈であった。 かかる時に妙心寺に於いて斯経等が僧堂創 斯経や遠州 本

斯経は円福僧堂の師家として、白隠下の播州大梵寺住職頑極禅虎(?——一七九四)を招こうとしている。 時代は少し下るが、妙心寺の中に僧堂をつくることを断念して、 新に円福僧堂の創設に情熱を燃やしていた頃、

願心道場興起記録」をみると

(天明四年)二月初旬三日比、播州大梵寺頑極和尚従来懇意実頭之人、(嗚愚?) 酒煙艸受用無之、 参禅之功も有之、人

接待も成兼候義、八幡道場へ被出候ハバ、相応ニ繁栄茂可、致義ト俊ソ

之為ニ相成義、

其住世之院者甚不如意、

卓可、然と之事故、 等へ兼而相談申置故ニ参向之積リ也。正月ニ鯤首座断、之為ニ被、参候得共、 是ハ直面ニ可』申入」と申入退出ナレバナリ 差体之存入難』相通、小拙法幢を相

意」にして「接待も成兼」て、伝記にもいう如く「単丁者二十年」只一人田舎に埋れていた僧である。 にて不首尾に終っている。 かくて斯経は自ら播州大梵等に参向し、 頑極は、世上白隠下五傑の一人に数えられる程の力量を持しながら「其住世之院甚不如 頑極に熱心に慫慂するのであるが、「何分病気並不仕合引続難.任心底」 斯経の願心

のように、 道場設立の真意は、四来の雲衲を一所に収容し、厳格な叢規の下、参禅弁道に専心させるものであると同時に、こ 僻地破院に住して一生宗教輔弼の功を施すに由なき白隠下の宗匠を登用し、五山の僧堂と覇を競って白

流の禅風を挙揚することにあったと思われる。

であるが、その中で「妙心の住持は、本末の差別なく四派輪次にて、 既述の如く斯経は江湖道場設立にさき立って、あらかじめ「願心道場旨趣」を作り、自分の理念を述べているの 一年宛の差定なり。代々輪差住持なれば、

然と衆僧接得の差支あり。末派の内には、古跡伽藍多しといへども、皆独住所にして、江湖の道場と称すべき不断

成弁の後或は好僧となれども、当派の風規にて、因縁次第に僻地破院に住すれば、始終破院切りの住職にて、 好長老をして枯淡寂寞の浜に朽果しむるの恨なく、四方の雲衲修道の場あって、古風復た挽回せん」 僧堂の式を行う場所なければ、辺土有道の師家を敦請するの道断へたり。 故に願心の道場を興建する時は、 一生

なかったとはいえ、 白隠一派の勢力はいまや無視しがたいものとなってきていた。妙心寺本山自体にとってはまだまだ地方勢力に過ぎ はもはや困難になってきていたとみていいだろう。このように、実力を持ちながら地方に潜在する宗匠を含めて、 舎韜晦の知識」等は、 られた精神の忠実な実践行であったわけである。ここで斯経の述べている「辺土有道の師家」「末派の好長老」「田 禅林の家風復た一新せん。我門澆末の一大光輝なるべし」と述べている。頑極招請のこころみは、この旨趣に述べ 蘊の如く自在に法幢を執らしめ、衲子を鍛錬せしめば、後生晩輩修行の所依処ありて、 宗教輔弼の功を施すに無由、実に歎惜すべき事なり。若し願心の道場を成就せば、 僧堂を設け、彼等に「自在に法幢を執らしめ、 一度び機会さえ得れば、白隠一派の勢力は直ちに本山自体に浸透してくる勢にあったと思われ 必然的に頑極の如き白隠下の宗匠を指すことになり、白隠下以外に天下にその人を得ること 衲子を鍛錬せしめ」ることに対して妙心寺本山側の示した難色 田舎韜晦の知識を推出して、所 鞭励の心も因って相生じ、

けていた斯経にとって、 する本山側の抵抗を頭に入れて読みとらねばならない。 斯経が かくて僧堂創設の場所を、 「願心道場旨趣」の中で高く掲げた一宗一派に偏せぬ「江湖道場」の理念は、 本山を離れた京都と浪花の中間、 本山以外の「別処」に新に開拓せざるを得なくなったのである。 本山側の抵抗、 淀川の舟運の便を得た八幡表こそ、 難色が強ければ強い程、 以上のような白隠 そのための好個の場 大阪商人の帰依を受 斯経の願心道場こ 一派に対

この辺の事情を物語るものであろう。

そ江湖の道場である所以が強調されねばならなかった。そこに招請さるべき師家は、 それ故に 「初より自他の隔な

道場円福寺の開山として勧請されたということも、 とはいえ、 差して住持に請じ法柄を執らしむる事」が強調されなければならなかった。禅宗の初祖とされる達磨大師の尊像が 「斯経願心の道場に相応」とされ、その譲渡の話から円福寺開創の件が進展したということも、 派脈に拘らず、江湖の望にかなえる名勝」でなくてはならず「江湖の衆望に応ずる宗匠を」「広く江湖より輪 大徳寺の開山でもなく、 妙心寺の開山でもなく、ましてや五山のどの流派にも属せぬ大応国師が、 共に斯経の深い政治的顧慮より出ずるものであることを考えね 応灯関一流の開祖 江湖

(1) 守禅庵は大燈国師韜光の地とされ、当時の雲衲等の閑栖韜晦の場所となっていたようである。滄海宜運の「爛枯柴」には、 あり、半歳をここでおくっている。 「守禅庵偶成」十詩以上を収める。その行状によれば「辛丑 (天明元年) 夏、遊_も洛北;在』守禅庵。 払』大燈国師之影堂。」と

ばならないだろう。

(2)当山派下小会といえども、専心に衆僧誘掖につとめねばならぬ。霊源は当制も北山に留在中であり、今秋また遠州よりの ち霊源西堂は、本山僧堂の世話を一任されており、その為に参暇並びに当寺諸役を免除されておりながら、毎制他派の招 になって、山中喧囂たるさまを伝えている。 申し渡している。 しかし四年後の安永十年二月仏涅槃の日の記によれば更に霊源が公々然として美濃の大会に応ずること 招請を得ている。故に前住両和尚と相談の上、 安永六年(一七七七)五月廿二日の天龍寺の「住山年中記録」に、時の参暇和尚十洲性范は大略次のように記している。 五山に於いて白隠下(五山の伽藍法に属する)の諸師が活躍することに何の障害もなかったわけではない。 請に応じ遠方まで出かけ空院同様である。当山無人のところ月次出頭まで相欠くのに、若輩の衆中をも相従えて出かける。 他派の招請に応ずるのは今秋ぎりにして、以後堅く停止するよう、霊源に

(3)

「近世禅林僧宝伝」巻之上「頑極」の項

(5)

「願心道場與起記録」

強いものではなかったと思われる。

当時妙心寺山内には、斯経の外に白隠門下として蟠桃院の指津宗珉、鳳台院の通翁毒箭等があったが、その勢力は決して